

宗像市告示第 号

宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 年 月 日

宗像市長 谷井博美

宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成15年宗像市告示第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「学校法人」を「学校法人等」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有しない園児の場合

区分	補助対象経費	補助限度額（年額）		
		第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	保育料及び入園料の合計額	229,200円	268,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税又は市民税の所得割が非課税となる世帯		199,200円	253,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,500円に①及び②の合計を加えた額以下となる世帯 ①16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円		115,200円	211,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が171,600円に③及び④の合計を加えた額以下となる世帯 ③16歳未満の扶養親族の数×19,800円 ④16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円		62,200円	185,000円	308,000円
上記以外の世帯		12,000円	12,000円	308,000円

別表第1備考に次のように加える。

5 この表における「扶養親族」とは、申請年度の前年度の12月31日（前年度の中途においてその者が死亡した場合においては、その死亡の時）の現況によるものとする。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有する園児の場合

区分	補助対象経費	補助限度額（年額）	
		第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	保育料及び入園料の合計額	249,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税又は市民税の所得割が非課税となる世帯		226,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,500円に①及び②の合計を加えた額以下となる世帯 ①16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円		163,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が171,600円に③及び④の合計を加えた額以下となる世帯 ③16歳未満の扶養親族の数×19,800円 ④16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円		114,000円	308,000円
上記以外の世帯		12,000円	308,000円

別表第2備考に次のように加える。

5 この表における「扶養親族」とは、申請年度の前年度の12月31日（前年度の中途においてその者が死亡した場合においては、その死亡の時）の現況によるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成15年告示第10号)新旧対照表  
改正案 現行

(定義)  
第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
(1) 私立幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づき、学校法人等が設置した幼稚園をいう。  
(2) 及び(3) (略)  
別表第1(第3条関係)  
小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有しない園児の場合

区分	補助対象経費	補助限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	保育料及び入園料の合計額	229,200円	268,000円	308,000円
		199,200円	253,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税又は市民税の所得割が非課税となる世帯	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,500円に①及び②の合計を加えた額以下となる世帯	115,200円	211,000円	308,000円
		0円	0円	0円
①16歳未満の扶養親族の数×21,300円				
②16歳以上19歳未満				

(定義)  
第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
(1) 私立幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づき、学校法人が設置した幼稚園をいう。  
(2) 及び(3) (略)  
別表第1(第3条関係)  
小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有しない園児の場合

区分	補助対象経費	補助限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	保育料及び入園料の合計額	226,200円	266,000円	305,000円
		196,200円	251,000円	305,000円
当該年度に納付すべき市民税又は市民税の所得割が非課税となる世帯	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が77,100円以下となる世帯	112,200円	209,000円	305,000円
		0円	0円	0円

満の扶養親族の数 ×11,100円				
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が171,600円に③及び④の合計を加えた額以下となる世帯				
③16歳未満の扶養親族の数×19,800円				
④16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円				
上記以外の世帯	12,000円	12,000円	12,000円	308,000円

備考

1から4 (略)

5 この表における「扶養親族」とは、申請年度の前年度の12月31日(前年度の中途においてその者が死亡した場合においては、その死亡の時)の現況によるものとする。

別表第2(第3条関係)

小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有する園児の場合

区分	補助対象経費		補助限度額(年額)	
	第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	保育料及び入園料の合計額		249,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税又は市民税の所			226,000円	308,000円

当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が77,101円以上211,200円以下となる世帯				
上記以外の世帯	12,000円	12,000円	12,000円	305,000円

備考

1から4 (略)

別表第2(第3条関係)

小学校の第1学年、第2学年又は第3学年の兄又は姉を有する園児の場合

区分	補助対象経費		補助限度額(年額)	
	第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	保育料及び入園料の合計額		247,000円	305,000円
当該年度に納付すべき市民税又は市民税の所			224,000円	305,000円

<p>得割が非課税となる世帯</p> <p>当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が34,500円に①及び②の合計を加えた額以下となる世帯</p> <p>①16歳未満の扶養親族の数×21,300円</p> <p>②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円</p>	<p>163,000円</p>	<p>308,000円</p>	<p>305,000円</p>
<p>得割が非課税となる世帯</p> <p>当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が77,100円以下となる世帯</p>	<p>114,000円</p>	<p>308,000円</p>	<p>305,000円</p>
<p>得割が非課税となる世帯</p> <p>当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が77,101円以上211,200円以下となる世帯</p>	<p>114,000円</p>	<p>12,000円</p>	<p>12,000円</p>
<p>得割が非課税となる世帯</p> <p>上記以外の世帯</p>	<p>12,000円</p>	<p>12,000円</p>	<p>305,000円</p>

備考

1から4 (略)

1から4 (略)

5 この表における「扶養親族」とは、申請年度の前年度の12月31日(前年度中途においてその者が死亡した場合においては、その死亡の時の)の現況によるものとする。

